人材育成に取り組む事業主を支援します！

「人材育成支援策」のご案内

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。

人材を採用したい

- 人材を円滑に採用したい → ジョブ・カード
- 基礎的な職業能力を身につけている人材を採用したい → 訓練経験者の採用

従業員を育成したい

- 従業員育成費用の助成を受けたい → キャリア形成促進助成金
- 従業員育成費用の助成を受けたい（非正規向け） → キャリアアップ助成金
- 従業員の指導ができる場・人材がない（訓練の場を提供） → 在職者訓練（ものづくり分野）
- 従業員の指導ができる場・人材がない（訓練の場を提供） → 認定職業訓練施設
- 従業員の指導ができる場・人材がない（講師を派遣） → ものづくりマイスター
- 従業員の訓練カリキュラムを相談したい → 職業能力開発サービスセンター

自己啓発に取り組む従業員を支援したい

- 自己啓発を行う従業員を支援したい → キャリア形成促進助成金（自発的職業能力開発コース）
- 自己啓発を行う従業員に助成制度を紹介したい → 教育訓練給付

厚生労働省　都道府県労働局　ハローワーク

人材を採用したい

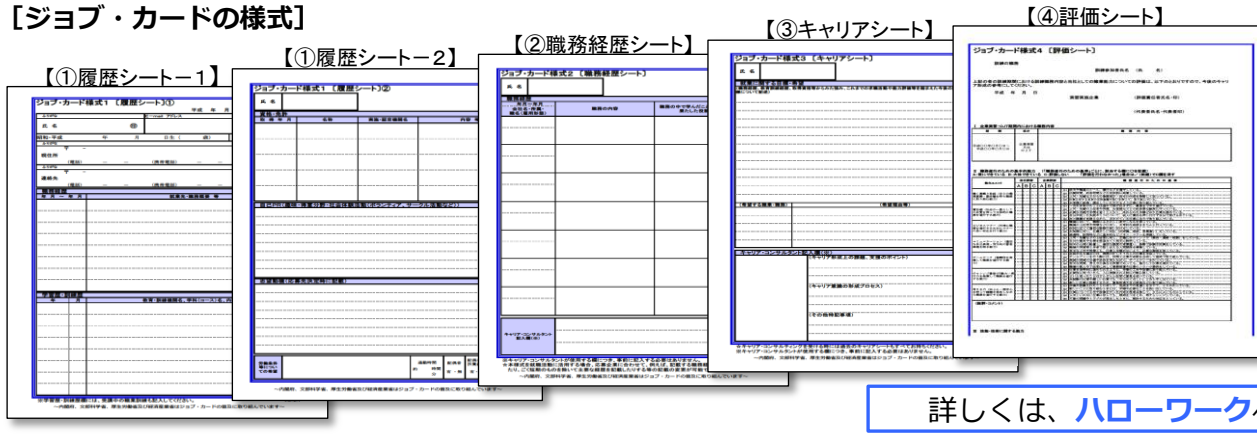
ジョブ・カード

ジョブ・カードには、職務経歴や登録キャリア・コンサルタントによる相談結果の記載、さらには、受講した職業訓練の能力評価等、通常の履歴書よりも多くの情報が盛り込まれています。

ジョブ・カードを活用すれば、次のようなメリットがあります。
① 採用面接時に求職者の職業能力の把握等が可能になる
② ジョブ・カードの作成過程でキャリア・コンサルティングを受けることにより、明確なキャリアプランを持つことが可能となるため、求職者自身の職業意識や就業意欲が高まり、採用後の定着につながる

ハローワークで求人申込みを行う際には、ぜひ、**応募書類等の欄においては「ジョブ・カードでの応募も可能」**とするようにしてください。

［ジョブ・カードの様式］



詳しくは、ハローワークへ

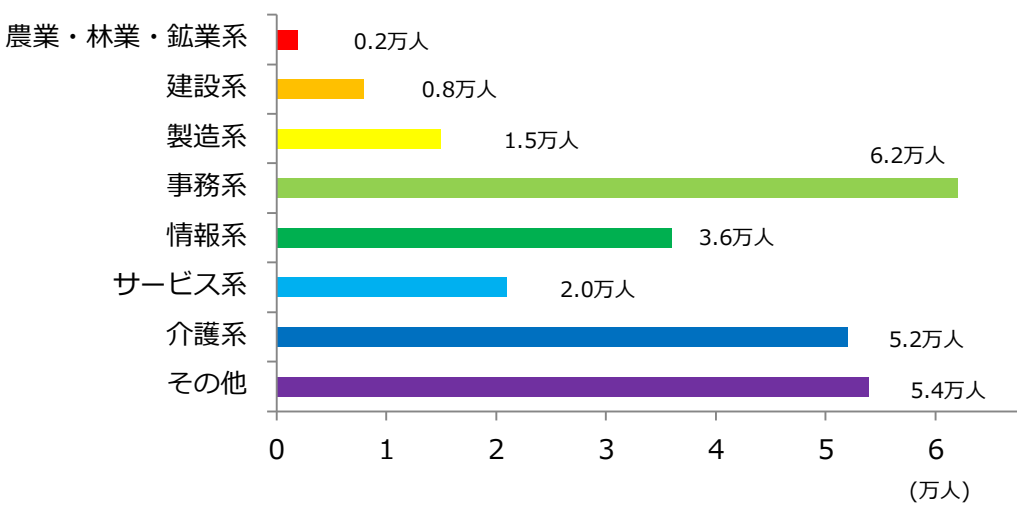
訓練経験者の採用

国や都道府県では、離職者等が再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を行っています。平成24年度の訓練総受講者数は約25万人。訓練分野も多岐にわたります。
ハローワークで求人申込みを行う際には、**訓練経験者の採用**をご検討ください。





［分野別　離職者向け訓練受講者数（平成24年度）］



詳しくは、ハローワークへ

従業員を育成したい

キャリア形成促進助成金

職業訓練等を実施する**中小企業**の事業主に対して、
訓練経費や訓練中の賃金を助成します。

助成内容			助成額
政策課題対応型訓練	①若年人材育成コース	採用後５年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練	**賃金助成：１h当たり800円** **経費助成：１/２** ※訓練時間に応じて 1人当たり5～20万円が上限 ※⑤については企業における 実習の助成あり (1h当たり600円)
	②成長分野等人材育成コース	健康、環境等の重点分野での人材育成のための訓練	
	③グローバル人材育成コース	海外関連業務に対する人材育成のための訓練	
	④熟練技能育成・承継コース	熟練技能者の指導力強化や技能承継のための訓練、認定職業訓練	
	⑤認定実習併用職業訓練コース	厚生労働大臣の認定を受けた企業での実習付き訓練	
	⑥自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援	
一般型訓練（政策課題対応型以外）			**賃金助成：１ｈ当たり400円** **経費助成：１/３** ※訓練時間に応じて 1人当たり5～20万円が上限

詳しくは、**ハローワーク、都道府県労働局**へ

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額 （ ）額は大企業の額
人材育成コース	有期契約労働者等に ◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学） または、 ◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6ヵ月の職業訓練）を行った場合に助成	◆教育訓練機関等における座学《１人当たり》 **賃金助成：１ｈ当たり800円（500円）** **経費助成：上限　　20万円（15万円）** ◆企業における実習《１人当たり》 **実施助成：１ｈ当たり700円（700円）** ※１年度１事業所当たりの支給限度額は500万円

詳しくは、**ハローワーク、都道府県労働局**へ

在職者訓練(ものづくり分野)

ポリテクセンター等での在職者向け訓練

在職者を対象に、ものづくり分野について、２～５日間の集中的な訓練を実施。
既定の訓練コースの他、オーダーメイド型の訓練も実施します。



詳しくは、**ポリテクセンター、ポリテクカレッジ、都道府県能力開発主管課**へ

認定職業訓練施設での在職者向け訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

［主な訓練科］
建築・土木関係　　金属・機械加工関係　　理美容関係　　等

詳しくは、**都道府県能力開発主管課**へ

従業員を育成したい

ものづくりマイスター

優秀な「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。最適なものづくりマイスターを選定し、企業に派遣します。



［ものづくりマイスターの認定人数（平成25年10月11日現在）］
（全国）2,010人

詳しくは、**都道府県職業能力開発協会（技能振興コーナー）**へ

職業能力開発サービスセンター

社会保険労務士や中小企業診断士等、人材育成コンサルタントを無料で派遣し、**企業のご希望に応じた人材育成計画等の策定についての助言**を行います。



・キャリア支援のための相談・助言（無料相談）
・専門スタッフ（アドバイザー・コンサルタント・サポーター）が対応
　助言指導・情報提供数の実績：約22万件（平成24年度）

詳しくは、**都道府県職業能力開発協会（職業能力開発サービスセンター）**へ

自己啓発に取り組む従業員を支援したい

キャリア形成促進助成金(自発的職業能力開発コース)

従業員の自発的な能力開発にかかる経費や、訓練中の賃金を支払う中小企業の事業主を助成します。

助成内容			助成額
政策課題対応型訓練	自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な 能力開発に対する支援	**賃金助成：800円（1ｈ）** **経費助成：１/２** ※訓練時間に応じて 1人あたり5～20万円が上限

詳しくは、**ハローワーク、都道府県労働局**へ

教育訓練給付

自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への支援策があります。
自己啓発に取り組む従業員にご紹介ください。

対　象	雇用保険被保険者又は被保険者であった者で一定の条件を満たす者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合
支給額	従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）

詳しくは、**ハローワーク**へ